

門 真 市 広 報 連 絡 表		総合政策部秘書広報課
提 供 日	平成28年 7月24日 (日)	写 真
場 所	門真市内投票所	有 ・ 無
門真市長選挙及び大阪府議会議員門真市選挙区補欠選挙における 選挙権が無い選挙人に対しての投票用紙の誤交付について		

1 事実内容

平成28年7月24日(日)午後3時20分頃、門真市内の投票所(第27投票区 沖小学校体育館)において、選挙権がない選挙人2人に対して投票用紙を誤交付する事態が発生した。

当該選挙人は、投票日以前に門真市から大阪府内の別の市区町村に転出をしており、本来であれば、投票は大阪府議会議員門真市選挙区補欠選挙のみであるところ、事務従事者が誤って門真市長選挙の投票用紙を交付した。

*投票は、有効となります。

2 経過

平成28年7月24日(日)午後3時20分頃

当該選挙人(2人)が来場した。選挙人は、門真市から大阪府内の別の市区町村に転出をしているため、本来であれば投票は、大阪府議会議員門真市選挙区補欠選挙のみであるところ、事務従事者が誤って門真市長選挙の交付係に案内し、投票用紙を交付し、投票させた。

庶務係が、少ししてから「投票場所のお知らせ」(転出者向けの入場整理券)を確認したところ、交付誤りに気付いた。

3 原因

門真市から大阪府内の別の市区町村に転出した選挙人が来場した場合は、大阪府議会議員門真市選挙区補欠選挙のみの投票であるので、大阪府議会議員門真市選挙区補欠選挙の交付係に案内するべきところ、事務従事者の認識不足により、市長選挙の交付係に案内したため。

4 対策

事案の発生後、選挙管理委員会事務局職員が当該投票所へ行き、発生原因の聞き取りと、再発防止のための説明を行った。

5 お詫び 【門真市選挙管理委員会事務局長 下治 正和】

市民の皆様方にご迷惑をおかけしましたことを反省し、深くお詫び申し上げます。

この度の事態を重く受け止め、今後二度とこのようなことが発生しないよう、事務従事者に厳しく指導し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。